

高砂市生活科学研究事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活改善活動の普及啓蒙を図るため、高砂市消費者協会が実施する事業に要する費用について補助を行い、もってよりよい家庭づくりの方法を研究し、堅実に生活の改善を促進することを目的とする。

(補助対象)

第2条 市長は、高砂市消費者協会に対し、次に掲げる事業を行う場合について、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

- (1) 生活改善に関する調査研究に関する事業
- (2) 生活改善の体験を交換するための実績発表に関する事業
- (3) 生活改善活動の普及啓蒙に関する事業
- (4) その他市長が必要と認める事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、高砂市消費者協会が生活科学研究に要する費用から国及び県の補助額を差し引いた額の範囲内で、市長が認めた額とする。

(補助金の申請等の手続)

第4条 補助金の申請等の手続については、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）の定めるところによる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。